

全国的な教員不足解消に向けた取組の更なる推進並びに少人数学級によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する意見書

学校を取り巻く環境が大きく変化する中、教育課題はますます多様化・複雑化している。中でも、全国的に深刻化している教員不足の問題と教員の働き方改革は、本県も例外なく喫緊の課題である。

全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びを実現させる「令和の日本型学校教育」を構築し、質の高い教育を提供するためには、抜本的な教員の処遇改善及び業務改善などの働き方改革を進め、教員のなり手を確保することが重要である。

国においては、義務標準法を改正し、令和3年度からの5年間で公立の小学校の学級編制の標準を40人から35人に引き下げ、そのために必要な教職員定数の計画的な改善を図ることとした。また、小学校における多面的な効果検証等を踏まえつつ、中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築することとしている。

本県では、200人未満の小規模な小・中学校が全体の約6割を占めていることから、一定規模の学校を前提にした加配措置の基礎定数化が進むことで、加配数が減り、教職員定数の総数が減少していくことが見込まれる。加えて、高い専門性が求められる加配もあり、教員不足が深刻な状況の中、この要件を満たす人材の確保は非常に困難である。

このように、本県では、今後、教職員定数が減少し必要な人材も確保できないことなどにより、子供たちへのきめ細かな指導や教員の働き方改革が実現できなくなるのではないかという懸念がある。

よって、国におかれては、全国的な教員不足の解消を図りつつ、きめ細かな指導体制の整備と教員の働き方改革が一層推進されるよう、下記の事項について措置されるよう要望する。

記

- 1 教職調整額の10%以上への引き上げを含む教員の給与等の抜本的な処遇改善を実現するとともに、効果的な業務の見直しなど更なる教員の働き方改革を進め、教員不足の解消に向けた取組みを推進すること。
- 2 中学校における35人学級編制の導入による学級規模の適正化に向けた定数改善、地域の実情を踏まえた少人数指導に係る指導方法工夫改善加配の維持及び専科指導の加配要件緩和など、きめ細かな指導体制の計画的な整備を推進すること。また、1の教員の処遇改善に伴って、加配定数の合理化を進めるなどの教育環境の悪化を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月5日

熊本県議会議長 山口 裕

衆議院議長	額賀福志郎様
参議院議長	尾辻秀久様
内閣総理大臣	岸田文雄様
総務大臣	松本剛明様

財 務 大 臣 鈴 木 俊 一 様
文 部 科 学 大 臣 盛 山 正 仁 様